

平成 26 年 6 月 5 日

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会

座長 小林 謙二様

全国仮設安全事業協同組合

理事長 小野 辰雄



「墜落災害撲滅の決め手」の法制化に関する要望について

「個人の命は立法・司法・行政の全ての面において最大限に尊重されなければならない」、これは日本国憲法第 13 条及び第 99 条から導き出される憲法の崇高な理念であります。したがって、人の命をその数の多寡で評価することは許されず、「下さん・中さんの下から墜落した者の割合は僅か 1.6% (7 人) であり、問題なし」とする考えは人倫にもとるものというべきであります。足場の構造上の欠陥から発生した墜落災害である以上、その欠陥を正すために労働安全衛生規則を改正すべきことは言うまでもありません。

安倍内閣総理大臣は、施政方針演説において、日本を「世界一安心な国」「世界一安全な国」にすると力説しました。したがって、安倍内閣の下にある厚生労働省は、その方針に従って我が国を一日も早く「世界一安心・安全な国」にすべき責任があります。本組合が作成したビデオ映像からも分かるとおり、安全帯が安全でないことは明白であります。墜落そのものを防止する「手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置」等の墜落防止措置がありながらそれをせず、安全帯を着けて墜落した場合、命に係る障害を受けることは誰しも明確に分かるところです。それにも拘らず、安全帯でよしとし、現場に立つ職人を危険な目に遭わせてよしと決める権利は、一体誰にあるというのでしょうか。墜落のみで年間 6,000 人以上の死傷災害が発生し、そのうち 220 人以上が命を落としている現実が続いている中、重ねて言う。墜落そのものを防止する措置がありながら、最初から安全帯でよしとする「安全帯万能」「安全帯神話」から脱却すべきであり、現場職人の人倫を踏みにじるこの考えは絶対に是認できない。

本組合は去る 5 月 22 日第 14 回通常総会を開催し、別添のとおり「「墜落災害撲滅の決め手」の法制化に関する決議」を採択したところであります。本決議では「墜落災害撲滅の決め手」を 7 項目挙げておますが、これらは相互に関連したものであることにご留意願います。また、別紙「「第 5 まとめ（案）」に対する指摘事項」は、「第 5 まとめ（案）」記載の個々の墜落防止対策について理由を付して指摘したものであり、「墜落災害撲滅の決め手」を補強するものでありますので、検討会においては、是非、この決議及び指摘事項を最大限尊重して審議して下さいますようお願い申し上げます。

「第5　まとめ（案）」に対する指摘事項

- ・先ず、具体的な指摘をする前に、是非、ビデオ映像を見ていただきたい。親綱・リトラクター及びはり・柱等に取り付けた安全帯が如何に危険か、がよく分かる。「安全帯」という言葉に惑わされてはならない。墜落災害の防止は、墜落そのものの防止を第一とすべきである。しかし、安全帯では墜落そのものを防止することは絶対にできない。「二段手すり」と「幅木」が不可欠なのである。
- ・「推進する」という文言は義務化するかどうかが未定のものについて使っていることであるが、全て義務化すべきである。

○ I-1について

- ・最上層の足場の組立・解体・変更時における墜落防止措置を定める安衛則第564条は以下のように改めるべきである。

- ① 高さ 2m 以上の足場について全面的に適用すべきである。
- ② 枠組足場及びくさび緊結式足場等の定型的な自立型組立足場にあっては、親条文である安衛則第519条の基本に沿い、墜落防止措置として先ず「手すり先行工法」によって「二段手すり」と「幅木」を設置すべきである。なお、万が一に備え安全帯を使用させることとする。これにより難い足場にあっては、安衛則第521条に基づき安全帯取付設備を設け、安全帯を使用させることとすべきである。

- ・以上のとおりに改めるべき理由は以下のとおりである。

【安衛則第519条と第564条第1項第4号の関係について】

- ・そもそも、足場の最上層は安衛則第519条にいう「作業床の端」「開口部」そのものである。したがって、足場の最上層には本来第519条が適用されて然るべきである。
- ・ところが、そうなっていないのは何故か。案するに、安衛則が制定された当時、「手すり先行工法」が開発されていなかったため、第519条第1項に基づいて最上層に「手すり」を設置しようにも設置できず、第519条の特例として第564条第1項第4号を設け、墜落防止措置として「安全帯」を規定したものと考えられる。
- ・ところが、第564条が高さ 5m 以上の足場を対象としたことから、どんでもない矛盾が生じている。すなわち、足場の組立・解体時の墜落防止措置として、①高さ 5m 以上の足場にあっては第564条第1項第4号に基づき「安全帯」を、②高さ 2m 以上 5m 未満の足場にあっては第519条に基づき先ず「手すり」を、それが著しく困難な場合は「安全帯」を設置しなければならないというチグハグが生じている。
- ・このチグハグは是正すべきであり、そのためには、足場の組立・解体又は変更時の墜落防止措置を高さ 5m 以上の足場について講ずることとしている規制を撤廃し、

高さ 2m 以上の足場に全面的に適用すべきである。

- ところが、現在、最上層に「手すり」を設置することは「手すり先行工法」によって可能となっているところから、枠組足場及びくさび緊結式足場等の定型的な自立型組立足場にあっては、本来の姿に立ち返って、親条文である第 519 条の基本に沿うべきである。
- 実は、「平成 23 年 5 月 13 日付岩城光英参議院議員再質問主意書に対する菅直人内閣総理大臣答弁書」によると、「第 564 条第 1 項第 4 号に定める墜落防止措置には、「手すり先行工法」による手すり枠等の設置も含まれるものである」と明言している。
- なお、「先行手すり」は「二段手すり」であるということは、平成 21 年の安衛則改正の際、当時の安全課長が表明している。

【安衛則第 521 条について】

- 今回、新たに「安全帯を安全に取り付けるための設備が設けられた状態でなければ作業を行ってはならない」とする規制を加えようとしているが、安衛則第 521 条は同趣旨の規定であり、新たに条文を追加する必要はない。なお、リトラクターや親綱の使用を想定して「安全帯等」とし、「安全帯等を安全に取り付けるための設備」として「はり、柱等」を表記しているが、ビデオ映像で明らかなように、これでは安全が担保できないことは明らかである。

○II-3について

- 「足場の組立て等の当事者」が点検を行っても差し支えない場合を①、②で示しているが、「十分な知識・経験を有する者」として 5 種類の適格者を列記しながら①を認めるならば、全くの「ザル法」となるので、①を是認することはできない。

○II-4について

- 足場の建地の中心間の幅については、安衛則第 563 条第 1 項第 2 号が作業床の幅は 40 センチメートル以上とすると規定していることから、「50 センチメートル以上」とすべきである。
- 「わく組足場」について、「下さん」の代わりに「幅木」を設置することとしているのは間違いであり、「下さん」 + 「幅木」とすべきである。ただし、軀体側に墜落や飛来落下の危険性がある場合は「幅木」又は「小幅ネット」を設置すべきである。なお、「下さん」の高さは「15 センチメートル以上 40 センチメートル以下」としているのを、「40 センチメートル以上 45 センチメートル以下」に改めるべきである。何故なら、ビデオ映像から明らかなように、「交叉筋交い」の下に大きな開口部が生じ（「交叉筋交い」の交点は床から 95cm。高さ 15cm の「幅木」を設置したとして

も 80cm という大きな開口部が生じる)、身の乗り出しを誘発し、墜落の危険が生じるからである。また、「わく組足場以外の足場」については「手すり」 + 「中さん」 + 「幅木」を設置することとしているが、これは、「手すり」と「幅木」の間には $85\text{cm} - 15\text{cm} = 70\text{cm}$ の大きな開口部が生じることから、その開口部を塞ぐため「中さん」を設置するものであり、このこととの比較の上からも「枠組足場」についても同様の墜落防止措置として「下さん」を設置すべきである。

○Ⅱ-5について

- 厚生労働省は、去る 5 月 27 日の衆議院国土交通委員会で、「交叉筋交いを手すりとみなす」とした昭和 43 年の行政実例に関する質問に答え、「平成 21 年の安衛則改正によって第 563 条第 1 項第 3 号の墜落防止措置に位置づけた交叉筋交いは手すりではない」と答弁した。したがって、現在、安衛則上、枠組足場にあっては手すりがない状態であることは明らかであり、その結果、「交叉筋交い」の左右に大きな開口部が生じ、身の乗り出しを誘発し、墜落の危険を生じさせている。したがって、枠組足場には「上さん=手すり」を設置すべきである。

○Ⅲ-2について

- 労働安全衛生法の逐条解説にあるとおり、安衛法第 30 条第 1 項第 5 号に基づき特定元方事業者が作成すべき「作業場所における足場の配置に関する計画」は「足場の施工計画」において示していれば足りるものとされている。したがって「足場の施工計画」の作成は既に義務付けられているものである。
- また、この「足場の施工計画」は同法第 88 条に基づき労働基準監督署に届け出ることとなるが、届出の対象となる足場については、「高さ 10m 以上 + 組立から解体まで 60 日以上」を「高さ 5m 以上 + 組立から解体まで 30 日以上」に改めるべきである。

○Ⅳ-1について

- 括弧内の「一人親方等の労災保険の特別加入のための費用を含む。」は「一人親方等の労災保険の費用を含む。」に改め、「積算」は「別枠積算計上」に改めるべきである。
- 安全衛生経費に関する V-1 をクローズアップするためには、IV-2 は敢て記載する必要はない。

○Vについて

- ①のうち、1 つ目の「・」については「50cm 以上」と制限を加えることによって問題は解決しており、2 つ目の「・」については「幅木」や「下さん」を設置することによって問題は解決しており、3 つ目の「・」については 30cm 以上ならば墜落する

ことは明白であり、その場合の対策としては「小幅ネット」が既に普及しているので、いずれも研究する必要はない。

- ・ ②の「一側足場」については、当該足場からの墜落災害が全体の 20%強も占めていることからも分かるとおり、今回、規制を加えるべきであり、軀体から 1m 未満の狭隘なスペースに限り使用を認めることとすべきであり、「今後、検討するべき課題」に位置づけるべきではない。
- ・ ③及び④については、引き続き検討し、早急に結論を出すべき課題である。

○その他

- ・ 安衛則第 565 条（足場の組立て等作業主任者の選任）は高さ 5m 以上の足場を対象として足場の組立て等作業主任者を選任すべきとし、高さ 5m 未満の足場については安衛則第 529 条に基づき作業を指揮する者を指名してその者に指揮させることとしているが、その効果は上がっておらず、しかも、高さ 5m 未満の足場からの墜落災害は全体の 70%を占めていることから、早急に規制を強化すべきであり、第 565 条の適用対象の足場を「高さ 5m 以上」から「高さ 2m 以上」に改めるべきである。

「墜落災害撲滅の決め手」の 法制化に関する決議

平成 26 年 5 月 22 日

於：第 14 回通常総会

**全国仮設安全事業協同組合
建設職人社会ルネッサンス連盟**

「墜落災害撲滅の決め手」の法制化に関する決議

日本国憲法は、第 13 条で「すべて国民は、個人として尊重される」とし、その上で、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と謳い、かつ、第 99 条で「・・・国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と謳っている。個人の命は立法・司法・行政の全ての面において最大限に尊重されなければならないのが憲法の理念である。

しかし、この崇高な憲法の理念は建設業に反映されているのであろうか。そもそも法の網がかかっていない一人親方を含め、毎年 220 人もの建設職人が墜落によって死亡している。その一方、国土交通省の直轄工事では墜落防止対策として「手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置」が義務化され、また、重点対策により「足場の安全点検の強化」が行われた結果、過去 3 年間の墜落死亡者はゼロである。

安倍内閣総理大臣は平成 25 年、26 年と、施政方針演説において日本を「世界一安心な国」、「世界一安全な国」にすると力説した。それにも拘らず、このような官民格差が放置されていることは憲法の理念に反し、人倫にもとるものと言わざるを得ない。墜落実験の映像で明らかのように、「手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置」という効果的な墜落防止対策がありながらそれを無視し、最初から、人の命が守られる保証のない安全帯に頼れといい、被災者を自己責任とする今の風潮は、墜落する人の身に立っておらず、許されるものではない。正に人倫にもとるものと言うべきである。そもそも、それをよしとする権利は誰にあるというのであろうか。

今、隣国の韓国は、4 月 17 日に発生したフェリー転覆事故によって多数の死者を出し、深い悲しみに包まれている。これは安全軽視がもたらした人災以外の何ものでもない。心からお見舞いを申し上げたい。翻って、我が国の建設業はどうであろうか。韓国のフェリー転覆事故の死者に相当する建設墜落死亡者が毎年発生しているのである。

そこで、日本国は、「世界一安心・安全な国」となるため、厚生労働省の「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会」における、墜落そのものをさせない措置として第一に「手すり先行工法による二段手すりと幅木の設置」をすべきとする意見と、最初から墜落した場合の「安全帯」でよしとする意見との堂々巡りの議論に終止符を打ち、早急に下記の「墜落災害撲滅の決め手」の法制化に取り組むべきである。

「墜落災害撲滅の決め手」

- 一 足場の組立・解体時の墜落防止措置を定める安衛則第 564 条について
 - ① 枠組足場及びくさび緊結式足場において、「手すり先行工法」によって二段手すりと幅木を設置し、かつ、万が一の墜落に備え安全帯を使用すること。
 - ② それにより難い足場の場合は、安全帯取付設備を設置し安全帯を使用すること。
 - ③ 5m 以上に限っているこの条文の高さ規制は撤廃すること。
 - ④ 親条文である安衛則第 519 条においては、墜落防止のため、先ず手すりを設置することとし、それが著しく困難な場合は安全帯を使用すると規定している。正に安衛則第 564 条もこれに従うべきであること
- 二 通常作業時の墜落防止措置を定める安衛則第 563 条について
 - ① 交差筋交いを「手すり」とみなすのは大きな間違いである。左右の開口部から墜落災害が発生していることから、墜落防止のため「手すり（上さん）」を設置すること。
 - ② 足場の「下さん」や「中さん」の下から墜落災害が発生していることから、墜落防止のため「幅木」を設置すること。
- 三 一側足場について
安衛則第 563 条で一側足場が除外されているが、当該足場からの墜落災害は全体の 20% 強を占めていることから、軸体から 1m 未満の狭隘なスペースに限り使用を認めることとすること。
- 四 点検について
安衛則第 567 条に定める足場の組立・解体・変更後の点検は同規則第 655 条に定める注文者においても行うこととし、点検に当たっては、当該足場の組立・変更に直接従事した者及び当該作業の進行状況を監視する作業主任者以外の者で十分な知識・経験を有するものによってチェックリストに基づいて行うこと。
- 五 足場の施工計画について
 - ① 安衛法第 30 条に定める特定元方事業者が作成する作業場所における足場の配置に関する計画は、もっと分かりやすくするために足場の施工計画に改めること。
 - ② 安衛法第 88 条に定める事業者による足場の施工計画の届出に当たっては、「足場の高さ 10m 以上 組立から解体まで 60 日以上」とする規制を、「足場の高さ 5m 以上 組立から解体まで 30 日以上」に改めること。
- 六 JISについて
JIS A8971（屋根工事用足場及び施工方法）並びに JIS A8972（斜面・法面工事用仮設設備）を積極的に適用するよう安衛則に規定すること。
- 七 安全衛生経費について
発注者の責任において一人親方に係る労災保険料を含む安全衛生経費を別枠積算計上するとともに、受注者である元請の責任において安全衛生経費を数次の下請に確実に渡るようにすること。

以上、建設職人を墜落災害から救うため、

「墜落災害撲滅の決め手」の法制化の判断は、政府・国会に委ねる。

以上、決議する。

平成 26 年 5 月 22 日

全国仮設安全事業協同組合第 14 回通常総会
建設職人社会ルネッサンス連盟第 4 回通常総会